

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	国際部貿易関税チーム
部署の業務内容	農林水産物・食品の関税制度に関すること、農林水産物・食品の輸出促進に関すること

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・外部からチーム内に輸出に関する相談等があった場合には、相談日、相談者、相談内容、回答日、回答内容、回答を受けた相談者の対応等を記載する様式を予め定め、記載するようにしている(08.1～12 20件)。点検の結果、すべての相談を記載しているわけではなく、また、チーム内で十分な情報共有ができていないことがわかったため、毎週開催しているチーム内会議に状況を報告し、一層の記載徹底を図るとともに、次の相談に生かせるように情報共有を図ることとした。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・輸出促進業務については、この取組を相談事例集として昨年6月に冊子にまとめ公表したところ、この事例集を踏まえて更なる問い合わせが寄せられている。このため、一層充実した改訂版を作成するよう作業中。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・外部からチーム内に輸出に関する相談等があった場合には、相談日、相談者、相談内容、回答日、回答内容、回答を受けた相談者の対応等を記載する様式を予め定め、記載するようにしているが、点検の結果、すべての相談を記載しているわけではなく、また、チーム内で十分な情報共有ができていないことがわかったため、チーム内会議において、一層の徹底を図った。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・関税業務については、関税割当制度の内容、申請書の様式、関税割当を受けた者の氏名等についてHPに公表し、情報発信を行っているが、関税の目的や、関税が食料安全保障等に果たす役割の説明が十分とは言えない。関税に対する国民の理解を深めるため、HP上で当該内容の充実を図ることとしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・輸出促進業務については、「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」の作成時にヒアリング及びパブリックコメントを実施したが、点検の結果、ヒアリング対象者には団体関係者が多く、実際に輸出に取り組もうとする生産者や消費者はあまり含まれておらず、また、パブリックコメントも、全体的な数が少ないとともに行政機関が全体の6割を占めており個人や企業の意見を十分に聴取できていなかった。このため、本年夏に予定している輸出戦略の見直しに当たっては、生産者・消費者等との意見交換を十分に行うこととしている。

業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・関税業務のうち関税割当の実施に当たっては、品目所管部局から十分にヒアリングを実施して対応しているが、消費者に対しても関税割当の意義を理解してもらえるよう努める。 ・輸出促進業務については、農林水産物・食品の輸出を促進するための委託・補助事業の予算があるが、点検の結果、消費者への説明を更に充実させた方がよいことから、平成20年度事業以降の事業については事業の効果について今まで以上に検証を行いその結果を公表することとしている。	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		
項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・例えば輸出促進業務においては、農林水産物等の輸出先国の規制状況等を踏まえて、HACCP手法、GAP手法等の民間事業者への導入促進等について物資所管部局と連携して対応したり、海外貿易制度等を調査するなど(H19FY:中国、香港、台湾、タイについて実施)、食の安全に関する事項がある。 ・このため、その意識を高めるため、執務室内に国際部ステートメント5を張り出し、常時確認するようにする予定。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・輸出促進業務については、農林水産物等の輸出先国の規制状況等を把握して、それに応じた対応をしているが、相手先国の規制等の状況を知り、日本でもそれに適合した対応を取ることとは、自国民の健康への悪影響発生の一層の未然防止につながるという観点がある。 ・このため、その意識を高めるため、執務室内に国際部ステートメント5を張り出し、常時確認するようにする予定。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	

	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	
--	----------	---	---	--

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	植物検疫所での輸出検査を産地で受検したい。		受検者の利便性の向上を図る観点から集荷地等での輸出検査を実施しており、平成20年度においては当該検査に必要な予算を充実。